

5月は消費者月間です!

# こんなトラブルに気をつけて!



伊勢市消費生活センター

伊勢市消費生活センター〔市役所東館・3階 商工労政課内〕(☎21-5717 FAX 22-5014)

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00・13:00～16:00

令和5年度「消費者月間」の統一テーマ

## デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進み、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となりました。SNSによる情報収集・発信やオンライン消費の普及など、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅が広がっています。

一方で、デジタル化による新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの理解などを身に付けることが必要です。この機会に、それぞれの消費者が生活のデジタル化を進めるためには、どのようなことに気をつけたらよいか考えてみましょう。

## デジタル社会では、こんなトラブルに気をつけて!

### ①「偽サイト」にだまされた!

**事例** SNSの広告を見ていたら、セールを行わないブランドの商品が大幅に値引き販売されていたため、販売サイトにアクセスし購入した。しかし、購入した商品が届かず、事業者の連絡先も分からない。



アドバイス

- ネットで購入した商品が届かない、事業者と連絡が取れないなど、実体のない詐欺的なサイトに関するトラブルが多くなっています。ネットで商品を購入する前には、事業者の所在地・電話番号などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。

### ②お試しのつもりが「定期購入」だった!

**事例** 動画投稿サイトの広告で、ダイエットサプリメントが500円という広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入した。しかし実際には、定期購入契約だった。解約手続きを行いたいのにも、事業者に電話が繋がらず解約できない。



アドバイス

- SNSや動画投稿サイトでよく見かける「初回無料」、「お試し価格」などの広告につられ、商品を試しに購入したら、実際には複数回の商品購入が条件となる定期購入契約だった、というトラブルが増えていきます。お得感を強調した商品をネットで購入する場合は、十分注意しましょう。
- ネット通販は、訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ち的な勧誘によって契約するものではないため、無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度がありません。契約内容や解約方法に不明な点がある場合は、契約の申し込みを見合わせましょう。

同センターは、このような消費者トラブルの相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルについて、消費生活相談員が解決のための助言などを行っています。

困ったときや分からないことがあるときは一人で悩まず気軽に相談してください。

## 伊勢警察署だより

伊勢警察署 (☎・FAX 20-0110)

ミーポくん



### 自転車の安全利用について

自転車の運転についても、交通違反として対処します。交通ルールを守ることが事故のリスクを減少させます。交通ルールを守り、自転車事故を防ぎましょう。

#### 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
- 歩道は例外、歩行者を優先

- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- ヘルメットを着用
- 飲酒運転は禁止

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課せられています。

### 春の全国交通安全運動の実施

5月11日(休)～20日(出)に、春の全国交通安全運動を実施します。県民一人一人が交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。